

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏名 川越美穂

本論文は序章、終章のほか各 2 章からなる 4 部構成をとり、明治 4 年から 12 年を対象期間として、国家意思決定の過程での天皇の制度的位置づけを論じる。近年の文書決裁形式の研究によって明治 10 年ないし 12 年に新憲法制定直前まで続く天皇親裁体制の原型が確立されたことが指摘されているが、Ⅰ、Ⅱではそれ以前の時期を検討して明治 4 年以来、親裁の形を示す様々な構想や試みが繰り返されてきたことを示す。Ⅲでは明治 9 年以降の巡幸が複数の大臣が随行と東京での国政の代行とを分担することで、統治の形式と両立したこと、また大久保利通の主導性が強調される 9 年の巡幸でも天皇の独自の意思を示すような恩賜が行われたことを論じる。Ⅳでは先行研究の多い明治 11、12 年の天皇親政運動の時期を親裁制度の形成という観点から再検討して、その意味と限界を示す。

実証面では、従来制度は存在したものの実行は疑問視されてきた明治 6 年太政官制潤飾時に導入された天皇の決裁を示す「御批」が、短期間実施された後に中絶したことを発見して、その挫折を原案勘査機能の未整備によると論じ、また、決裁様式の変化の前後で実際に文書がどのように決裁されていたか定量的に検討することで、12 年の制度変革が省卿の権限を拡大する意味を持っていたことを指摘するなど、史料に即した検討による新たな知見を提示する。全体を通じての論旨では、従来、政治勢力の対立と妥協の産物として個別的に説明されがちであった太政官の制度変革や、象徴的意味が強調されてきた巡幸を、天皇親裁体制の形成という観点から一貫して検討したことが本論文の特色である。親裁は官僚制内部の統制や政府外からの信頼獲得、あるいは議会と行政の統合を目的してそれぞれの時期に様々な形で構想され、一定の合意を得て実施されたが、それはこの時期には明確に制度化されていなかった「内閣」のありようを規定し、近代的内閣制度の形成につながって行った。そして親裁の制度化を妨げたのは、国家体制全体をどう形作るかという構想の未熟や政治的対立とともに、決裁をすべき対象を確定し、あるいは決裁を受ける案を完成度の高いものにする実務的な体制の未確立であったとする。

天皇親政を掲げた政府組織の確立過程を、親裁を表明する制度の確立という視角で分析するのは極めて正統的かつ説得的であるが、従来系統的にはなされておらず、本論文は実証的な手続きの精確さとともにこの点で研究史上大きな意味を持っている。親裁が最終的には政府外への政府の權威の表明という効果を持ったとしながら、それぞれの時点で親裁形式をどのような形で国内に示したのかという布告形式面での検討が不十分であるなどの残された課題はあるものの、上記のような成果に鑑みて、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位に十分に相当する論文であると判断する。